

川崎市公衆浴場物価等高騰対策運営費等補助金交付要綱

(令和7年3月31日市長決裁6川経観地第686号)

(通則)

第1条 川崎市公衆浴場物価等高騰対策運営費等補助金の交付については、川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年川崎市規則第7号）によるところのほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、原油価格・物価高騰の影響を受けている市内公衆浴場事業者の経営維持に要する経費を緊急的に支援することで、市内公衆浴場の健全な営業を助長し、本市公衆衛生の向上及び推進を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における各号の用語の定義は、それぞれ各号の定めるところによる。

- (1) 「大人」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第一条第2項第一号に区分する十二才以上の者をいう。
- (2) 「中人」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第一条第2項第二号に区分する六才以上十二才未満の者をいう。
- (3) 「小人」とは、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第一条第2項第三号に区分する六才未満の者をいう。
- (4) 「川崎浴場組合連合会」とは、川崎南部浴場商業協同組合、川崎北部浴場協同組合、稲田浴場組合からなる連合会をいう。

(補助金交付対象者)

第4条 この補助金の交付対象者は、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定により営業許可を受けて公衆浴場を営業する中小事業者であり、物価統制令（昭和21年3月勅令第118号）第4条に基づく入浴料金により営業しているものとする。

- 2 代表者又は役員のうち暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がいないこと。

(補助額)

第5条 この補助金は、予算の範囲内において、各公衆浴場の大人の入浴者一人当たりに15円を補助するものとする。

- 2 大人の入浴者数は、各公衆浴場の令和7年1月1日から令和7年12月31日までの期間における入浴者の数とする。
- 3 中人及び小人の入浴者については、この補助金の対象外とする。
- 4 補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 5 各公衆浴場の申請額の合計が予算の上限に達した場合は、申請額の割合に応じて、按分により補助額を決定する。

(交付の申請)

第6条 補助金交付対象者は、川崎浴場組合連合会長（以下「申請者」という。）を代理人と定め、補助金の交付申請並びに補助金の請求及び受領に関する権限を委任するものとする。

2 申請者は、前項の規定により、川崎市公衆浴場物価等高騰対策運営費等補助金交付申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）により、別に定める期日までに、それぞれ次の各号の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 川崎浴場組合連合会役員等名簿（第2号様式）
- (2) 委任状兼同意書（第3号様式）
- (3) 申請額一覧表（第5号様式）
- (4) 入浴者数又は売上高報告書（別紙）（ただし、当該月の大人の入浴者数が算定できない場合は、当該月の売上高が分かる帳簿等の書類）
- (5) 公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の規定による営業許可書の写し
- (6) 市民税納税証明書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定及び額の確定）

第7条 市長は、申請書を受理したときは、その内容を審査し、交付が適正であると認めた場合は交付を決定するとともに、交付すべき補助金の額を確定する。

2 市長は、交付決定及び額の確定をする場合において、補助金の適正な執行に必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、補助金の交付決定及び額の確定をしたときは、その内容及び条件等について、交付決定通知書兼確定通知書（第4号様式）により申請者に通知する。

（申請の取下げ）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定及び額の確定を受けた申請者は、その交付決定及び額の確定の内容若しくは条件に不服があるときは、交付決定及び額の確定の通知を受けた日から10日以内に書面により申請を取り下げることができる。

（補助金の交付）

第9条 市長は、第7条による交付決定及び額の確定通知後、申請者からの請求により補助金を交付する。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、申請者が補助金の交付決定及び額の確定の内容、これに付した条件又は次の各号に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をしたとき。
- (4) 補助金の交付を受けるまでに第4条に定める要件を欠くことになったとき。

2 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、市長は、補助金の全部または一部の返還及び補助金の受領の日から納入の日までの期間に応じて、所定の年利の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずることができる。

3 前項に基づく補助金の返還及び加算金の納付については、返還の命令を受けたときから30日以内とし、期限内に納入されない場合は、未納に係る期間に応じて所定の年利の割合で計算した延滞金を課する。

（補助金の経理等）

第11条 申請者は、補助金の経理について、収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業の終了後5年間保存しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和13年3月31日をもって、その効力を失う。

第 1 号様式

川崎市公衆浴場物価等高騰対策運営費等補助金交付申請書

年 月 日

(あて先) 川 崎 市 長

所在地

名 称

代表者名

川崎市公衆浴場物価等高騰対策運営費等補助金交付要綱により補助金の交付を受けるため、関係書類を添えて申請します。

1 補助申請額 円

内訳 「申請額一覧表（第5号様式）」のとおり

2 実績報告 内訳 「申請額一覧表（第5号様式）」のとおり

内訳 「申請額一覧表（第5号様式）」のとおりに

川崎浴場組合連合会役員等名簿

年 月 日現在

役職名	(フリガナ) 氏 名	生年月日	性別 ※	住所
(代表者)	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			
	()			

※任意記載。ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただく場合がございます。

記載されたすべての者は、代表者又は役員に暴力団員がいないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

代表者氏名

委任状兼同意書

年 月 日

私達は、川崎浴場組合連合会長 _____ を代理人と定め、川崎市公衆浴場物価等高騰対策運営費等補助金交付要綱に基づく、交付申請、補助金の請求及び受領に関する権限を委任します。

また、暴力団員でないことを確認するため、本様式に記載された個人情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意します。

受任者 所在地
氏 名

_____ 区

浴場名 (会社名)	所在地	(フリガナ) 代表者名	印	生年月日	性別 ※	住所
()		()				
()		()				
()		()				
()		()				

※任意記載。ただし、照会時に性別が必要となった場合には教えていただく場合がございます。

川崎市指令経観地第 号
川経観地第 号

所 在 地
名 称
代 表 者 名 様

年 月 日付けで申請のあった川崎市公衆浴場物価等高騰対策運営費等補助金については、川崎市公衆浴場物価等高騰対策運営費等補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づき、次のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

年 月 日

川崎市長

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 この交付決定及び額の確定の内容若しくは条件に不服があるときは、この通知を受けた日から 10 日以内に書面により申請を取下げることができます。
- 4 補助金の交付決定及び額の確定の内容、これに付した条件又は交付要綱に違反し、その他補助事業の執行方法が不相当と市長が認めたときは、補助金の交付決定の取り消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

申請期限: 令和8年1月31日

申請額一覧表

	公衆浴場名	総入浴者数(a) (対象期間: 令和7年1月～12月)	補助申請額(a × 15円) (千円未満の端数切り捨て)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			

合計

入浴者数又は売上高報告書

公衆浴場名	
-------	--

		大人の入浴者数	売上高
		単位:人	単位:円
令和7年	1月		
	2月		
	3月		
	4月		
	5月		
	6月		

		大人の入浴者数	売上高
		単位:人	単位:円
令和7年	7月		
	8月		
	9月		
	10月		
	11月		
	12月		

記入について

※公衆浴場ごとに記載してください。

※大人の入浴者数を記載してください。

※大人の入浴者数が分かる書類(帳簿等の写し)を併せて提出してください。

※大人の入浴者数が算定できない場合は、売上高(入浴料金収入)を記載してください。

また、入浴料金収入のみの算定ができない場合は、付帯事業収入等も含めた売上高を記載してください。

なお、売上高で報告を行う場合は、売上高が分かる書類(帳簿等の写し)を併せて提出してください。